

令和元年（2019年）12月19日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

姫路市健康福祉局長寿社会支援部
介護保険課長
地域包括支援課長

要支援認定申請の更新時期における対応について（お願い）

平素は、本市の介護保険事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今後の高齢化の進行を見据え、要支援認定申請の更新時期における対応について、お願いがございます。つきましては、下記1・2の状況および取組みの趣旨をご理解いただき、下記3のとおり、ご協力をお願いします。

なお、この対応方針に関しては、すでに各地域包括支援センターに対して、同様の内容を通知しておりますことを申し添えます。

記

- 1 本市の要介護認定・要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます。）の状況
本市の要介護認定等については、下記アからカに示すような状況にあり、今後、団塊の世代が後期高齢者へ移行することなどを考慮しますと、要介護認定等に係る申請数が増加することに伴い、市民への介護サービス導入が遅延していくことが予想されます。
 - ア. 今後、高齢化の進行により、要介護認定等の申請数は増加する見込み。
 - イ. 平成30年度制度改正により、認定有効期間が最大36か月に延長されたことにより、令和2年度までは申請者数は減少するが、令和3年度以後、反射的に申請者数が急増する見込み。
 - ウ. 姫路市の65歳以上に占める認定率は、全国と比べて高い水準にある。
 - エ. 認定者のうち、特に軽度認定者の構成比が他市と比べて極めて高い。
 - オ. 要支援者のうち全体の約25%が、訪問型サービスまたは通所型サービスのみを利用している。
 - カ. 申請から認定までの期間は、平成30年度平均で30.3日である。
(参考) 平成30年度…姫路市：30.3日、兵庫県：33.5日、全国：36.9日

2 今後の課題

上記1のような状況を踏まえ、本市としては、今後高齢化が進行したとしても、申請から認定までの期間を可能な限り維持し、市民に対する介護サービス提供までの速度を保つことができるような体制づくりが必要であると考えています。

(裏面があります)

3 具体的な対策（ご協力いただきたい事項）

上記1・2の状況から、今後の高齢化に備えた体制づくりの一環として、令和2年1月以降に、認定の更新期間を迎える要支援1・2の対象者のうち、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）の事業対象者で代替できる場合には、説明の上、できる限り事業対象者の利用を勧めていただくようお願い申し上げます。

4 上記3の取扱いにおける留意点

- (1) 住宅改修など総合事業以外の介護サービスの利用が必要になれば、いつでも要介護認定等の申請をすることができます。
- (2) 事業対象者は、要介護認定（訪問調査・主治医意見書等）を省略し、基本チェックリストで判断するため、要介護認定等に比べて、より簡便に介護サービスを利用することができます。
- (3) あくまで被保険者本人の選択性・主体性が重要ですので、上記説明をされた上で、要介護認定等の更新を希望される場合は、要介護認定等申請を行ってください。
- (4) この取扱いに伴い、従来、認定有効期間終了の1か月前からとっていた基本チェックリスト実施開始の期間を、認定有効期間終了日の2か月前から行えることとする運用見直しを行っております。

基本チェックリストの実施が必要な場合は担当の地域包括支援センターにご連絡ください。

5 本市の案内開始時期

本市介護保険課では、令和2年1月初旬以降に更新のお知らせを送付する対象者（令和2年2月末に認定有効期間が終了する者）から、別紙の案内文を同封することで順次案内を実施いたします。

各居宅介護支援事業所におかれましては、この案内開始時期よりご協力を賜りますようお願い申し上げます。

6 お問い合わせ先

- ・要介護認定等申請、更新のお知らせに関すること 介護保険課（TEL 079-221-2447）
- ・事業対象者、基本チェックリストに関すること 地域包括支援課（TEL 079-221-2853）

ご 注 意

更新申請書は、要介護認定等を受けている人全員にお送りしています。

【現在、介護サービス等を受けておられますか？】

→ ◆ 受けている または 受ける予定がある

① 65歳以上の要支援1又は要支援2の方で、デイサービスまたはホームヘルプのみ利用する場合

⇒ **更新申請をする以外に、より簡便な事業対象者の手続きを行うこともできます。**

※詳しくは、裏面を参照してください。

② ①以外の場合

⇒ **更新申請をしてください。**

→ ◆ 受ける予定がない ⇒ **更新申請の必要はありません。**

(ただし、介護手当を受給中の方は更新申請をしてください。)



※今回更新しなくても、今後、介護サービス等が必要になれば、いつでも申請できます。

《問い合わせ先》 姫路市 介護保険課 認定担当 TEL (079) 221-2447・2448

*裏面もご覧ください

○要支援者（要支援1・要支援2）の方で、現在利用しているサービスがデイサービスまたはホームヘルプサービスのみの場合、更新申請をしてサービスを利用するか、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の判定を受けてサービスを利用するかを選択することができます。

事業対象者の手続きを希望する場合は担当のケアマネジャーに相談してください。

◆事業対象者について

(1) 事業対象者とは？

65歳以上の方で、基本チェックリストの結果、事業対象者の基準に該当した方です。判定は、地域包括支援センターの職員が行う生活状況等に関する簡易な質問に回答していただくことで行います。

(2) 利用できるサービスは？

デイサービスまたはホームヘルプサービスに限ります。

※サービスを利用できるのは、要支援者に相当する状態の人のみです。

(3) 自己負担は？

要支援者と同様、原則として1～3割負担です。

(4) 事業対象者になった後も、要介護認定等の申請はいつでもできます。

◆更新申請をした場合との比較

- ・要介護認定等には有効期間があり、定期的に更新申請（訪問調査・主治医意見書の依頼）を行う必要があります、前回と同様の結果になるとは限りません。対して、事業対象者の有効期間には終わりがなく、定期的な更新は必要ありません。（ただし、心身の状況の変化に応じて再度基本チェックリストを行った結果、事業対象者から外れる場合があります。）
- ・要支援者が利用できるサービスは、デイサービスやホームヘルプサービス以外にも、通所リハビリや住宅改修などが用意されています。

	事業対象者	要介護認定・要支援認定
対象者	65歳以上の方で、基本チェックリストの結果、事業対象者と判定された場合	要介護認定等申請の結果、要介護者または要支援者と認定された場合
有効期間	なし	あり ※定期的に更新が必要です
区分支給限度基準額	50,320円（退院月は例外あり）	要支援1 50,320円 要支援2 105,310円
利用可能サービス	・ホームヘルプ ・デイサービス ※利用は要支援者に相当する状態の人のみ	・ホームヘルプ ・デイサービス ・通所リハビリ ・住宅改修 など
申請のタイミング	・要支援者が認定の更新を迎えたとき ・要介護認定申請の結果、非該当の場合	・いつでも申請することができます

【制度に関する問い合わせ先】

要介護認定・要支援認定について：介護保険課 (079-221-2447)

事業対象者について：地域包括支援課 (079-221-2853)

介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者について

- 本市では、新規にサービスを利用する方には、原則、要支援認定を受けていただきます。
事業対象者の手続きは、要支援認定の更新を迎えた人や、認定申請の結果「非該当」の判定が出た人を対象に実施します。（裏面の「相談からサービス利用までの流れ参照」）
- 事業対象者は総合事業のサービスのみ利用できます。予防給付は利用できません。
なお、予防給付の利用が必要になった場合等、事業対象者はいつでも要支援・要介護認定を申請できます。
- 事業対象者の判定のための基本チェックリストは、地域包括支援センター又は地域包括支援課の職員が本人との面談により実施します。基本チェックリストの結果、事業対象者に該当する基準のいずれか1つでも該当した場合は、事業対象者となります。
- 基本チェックリストに該当した場合は、介護保険被保険者証、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を地域包括支援センター又は地域包括支援課に提出します。市で確認後、「事業対象者」と記載した介護保険被保険者証等を本人あてに郵送して交付します。
- 要支援認定の更新時に事業対象者となることを希望する場合は、基本チェックリストの結果及び介護予防ケアマネジメント届出書の提出は、要支援認定の有効期間が終了するまでに行ってください。この際、事業対象者で代替できる場合は、できる限り事業対象者の利用を勧めてください。
なお、この場合の事業対象者の有効期間開始日は、要支援認定の有効期間終了日の翌月1日となります。
- 事業対象者の有効期間には終期がありません。
- 事業対象者のサービス利用は、要支援者と同様、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき行います。なお、訪問型サービス、通所型サービスの利用対象者は要支援者に相当する者です。地域包括支援センター等によるアセスメント及びケアマネジメントの結果、必要な場合にサービスが提供されます。基本チェックリストに該当し、事業対象者となった人であっても、要支援者に相当しない軽度の人にはサービスの利用対象にはなりません。
- 事業対象者の区分支給限度基準額は 5,032 単位です。
なお、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるケース等では、事前に地域包括支援課へ相談のうえ、おおむね1か月の範囲内で10,531単位までサービス利用することも可能とします。
- 2号被保険者は「事業対象者」となることができません。総合事業のサービスの利用を希望する場合は要支援認定が必要です。

【相談からサービス利用までの流れ】

